



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 8 1 号 令和 6 年 3 月 1 9 日発行

目 次

※は県例規集登載

【条例】

番 号	表 題	担当課名
3 2 ※	徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局
3 3 ※	徳島県こども未来応援条例	同

【議会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県議会会議規則の一部を改正する規則	

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 知事直轄組織、企画総務部、生活環境部及び労働委員会を総務委員会で、観光スポーツ文化部及び経済産業部を経済委員会で、こども未来部を文教厚生委員会で、危機管理部を県土整備委員会で所管することとした。
- 二 大規模な災害の発生、感染症のまん延等、委員が委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合は、委員長は、オンラインによる方法により当該委員に発言等をさせることができることとした。
- 三 二により発言等を行う委員は、委員会に出席しているものとみなすこととした。
- 四 その他所要の改正を行うこととした。
- 五 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 六 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県こども未来応援条例（条例第三十三号）

一 目的

この条例は、こどもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

二 基本理念

こどもの健やかな成長への支援に関する基本理念を定めることとした。

三 こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等

1 県は、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援するよう努めるものとした。

2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとした。

四 こどもからの相談への対応

県は、こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとした。

五 こどもの権利擁護

県は、こどもの健やかな成長を支援するため、いじめ、虐待その他の身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、こどもが権利侵害その他の不利益を受けた場合においては、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るよう最大限努めるものとした。

六 こどもの居場所づくり

県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとした。

七 困難な状況のこども及び子育て家庭への支援

県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱えるこどもや特別な配慮を要するこどもに対する学びへの支

援、生活の安定に資する支援をはじめ、こども及び子育て家庭に寄り添ったきめ細やかな支援に努めるものとした。

八 こどもの権利の広報、啓発等及び社会的気運の醸成

1 県は、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、広報、啓発等を推進するものとした。

2 県は、基本理念が地域社会に浸透し、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めるものとした。

九 財政上の措置

県は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

十 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 この条例の施行後おおむね四年ごとに、知事は、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況について検証し、県議会に報告するものとした。

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十二号

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部、監察局」を「知事直轄組織、企画総務部、生活環境部」に改め、「公安委員会」の下に「労働委員会」を加え、同条第二号中「商工労働観光部」を「観光スポーツ文化部、経済産業部」に改め、「労働委員会」を削り、同条第三号中「保健福祉部」を「こども未来部、保健福祉部」に改め、同条第四号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改める。

第七条第五項中「場所」の下に「（第十三条の二（出席の特例）第三項において準用する同条第二項の規定により全ての後任者が互選を行う会議に出席しているものとみなされる場合はその旨）」を加え、「決める」を「定める」に改める。

第八条第一項中「場所を決めて」を「場所（第十三条の二（出席の特例）第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第二十二条（公聴会開催の手続）第二項において同じ。）を定めて」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第十三条の二 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができる事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

3 前二項の規定は、第七条（委員長及び副委員長）第四項又は第八条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）第一項の規定により互選を行う場合について準用する。第二十一条第一項中「おいて」の下に「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第二十二条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機

とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十七条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十四条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第二十五条第二項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。

第二十七条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に、「提出する」を「提示する」に改める。

第二十七条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十八条第二項中「前記」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の徳島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務委員会、経済委員会、文教厚生委員会及び県土整備委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の徳島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務委員会、経済委員会、文教厚生委員会及び県土整備委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会に付議されている請願その他の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

徳島県こども未来応援条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十三号

徳島県こども未来応援条例

こどもは、次代を担う未来への希望、かけがえのない宝である。

こどもは、大人の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく権利の主体であり、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されなければならない。

私たちはこれまで、こどもに関する各般の施策を実施し、様々な取組を着実に前に進めてきたものの、少子化の進行には歯止めがからず、本県の人口は減少の一途をたどっている。さらに、近年、児童虐待の増加やこどもの貧困など、こどもを取り巻く環境は深刻さを増している。

このような状況に鑑み、今こそ、こどもに関する施策を社会のまんやかに据えて強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもの意見に耳を傾けながら、全てのこどもが未来に夢や希望をもって、伸び伸びと成長できる環境づくりに社会全体で取り組んでいかなければならない。

こうした認識のもと、子育て支援の充実強化や、その施策を支える基金等の安定的な財源の確保を図るとともに、こどもの健やかな成長の根幹をなすこどもの権利の尊重に取り組み、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、こどもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利（以下「こどもの権利」という。）を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

2 こどもの健やかな成長への支援は、知事その他の執行機関及び県議会並びに事業者、市町村その他の関係機関が連携するとともに、県民がその取組について関心や理解を深めることにより、社会全体で推進されなければならない。

(こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等)

第四条 県は、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支

援するよう努めるものとする。

- 2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

（こどもからの相談への対応）

- 第五条 県は、こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

（こどもの権利擁護）

- 第六条 県は、こどもの健やかな成長を支援するため、いじめ、虐待その他の身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、こどもが権利侵害その他の不利益を受けた場合においては、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るよう最大限努めるものとする。

（こどもの居場所づくり）

- 第七条 県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

（困難な状況のこども及び子育て家庭への支援）

- 第八条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によつて左右されることのないよう、経済的困難を抱えるこどもや特別な配慮を要するこどもに対する学びへの支援、生活の安定に資する支援をはじめ、こども及び子育て家庭に寄り添ったきめ細やかな支援に努めるものとする。

（こどもの権利の広報、啓発等及び社会的気運の醸成）

- 第九条 県は、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、広報、啓発等を推進するものとする。

- 2 県は、第三条に規定する基本理念が地域社会に浸透し、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めるものとする。

（財政上の措置）

- 第十条 県は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後おおむね四年ごとに、知事は、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況について検証し、県議会に報告するものとする。

徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県議会議長 元 木 章 生

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九条」を「第百十条」に、「第百十条―第百十六条」を「第百十一条―第百十七条」に、「第百十七条―第百二十三条」を「第百十八条―第百二十四条」に、「第百二十四条―第百二十七条」を「第百二十五条―第百二十八条」に、「第百二十八条」を「第百二十九条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、「第百三十条・第百三十一条」を「第百三十一条―第百三十三条」に改める。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って決める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第二十条中「かえる」を「代える」に改める。

第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第三十七条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。

第三十八条中「まつて」を「待つて」に改める。

第四十九条第一項、第五十条第一項ただし書及び第五十三条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十六条中「場所」の下に「（徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）第十三条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨）」を加える。

第六十九条中「出席」の下に「（徳島県議会委員会条例第十三条の二第一項に規定するオンラインによる方法による発言その他の行為を含む。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改める。

第八十八条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百三十一条を第百三十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百三十一条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、

図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（日程の作成及び配布）、第三十九条（委員長及び少数意見の報告）第三項、第六十四条（答弁書の提出等）第二項、第六十五条（文書による質問）第四項、第九十一条（請願文書表）第一項（第九十五条（陳情の処理）の規定により請願の例による場合を含む。）及び第二百二十六条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長

が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第三百三十二条 この規則の規定（第二十八条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第一項（第八十五条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第三百三十条を削り、第十七章中第二百二十九条を第三百三十条とし、第十六章中第二百二十八条を第二百二十九条とし、第十五章中第二百二十七条を第二百二十八条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十四章中第二百二十三条を第二百二十四条とし、第二百七条から第二百二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十三章中第二百十六条を第二百七条とし、第二百十三条から第二百十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三百十二条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を受けたとき」を「会議への出席に必要なと認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条を第二百十三条とし、第二百十一条を第二百十二条とし、第二百十条を第二百十一条とし、第十二章中第二百九条を第二百十条とし、第二百八条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第二百九条 法第二百二十七条第三項の規定において準用する法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

別表中「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。